

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.3

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所／モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
弁護士 藤本 珠青

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 令和4年12月15日

【提出日】 令和4年12月21日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ブロードリーフ
証券コード	3673
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外有限会社）
氏名又は名称	メイワー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Mawer Investment Management Ltd.)
住所又は本店所在地	カナダ、アルバータ州、カルガリー、テンス・アベニュー・エス・ダブ リュウ517、スイート600 (517 - 10th Avenue S.W., Suite 600, Calgary, Alberta T2R 0A8 Canada)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成15年3月20日
代表者氏名	ジェフリー・リッチー
代表者役職	ジェネラル・カウンスル兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資運用

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所／モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 藤本 珠青
電話番号	03（4578）2500

(2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）

（３）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			8,344,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 8,344,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 8,344,100		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年12月15日現在）	V 97,896,800
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	8.52
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	9.61

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
